

**国民健康保険
後期高齢者医療制度**

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方へ

**傷病手当金の
適用期間が延長
されています**

新型コロナウイルスへの感染や感染疑いにより、療養のため仕事を休んだ期間がある場合に、傷病手当金を支給しています（一定の要件を満たした場合に限ります）。支給を受けるには申請が必要です。

適用期間が「令和3年12月31日まで」から「令和4年3月31日まで」に延長されています。

詳しくは左記係にお問い合わせください。

■適用期間／令和2年1月1日～令和4年3月31日
■問い合わせ／役場住民課
年金保険係（1階②番窓
☎内線125）



補正 予算

第4回定例町議会において、令和3年度各会計の補正予算が可決されました。一般会計の補正予算は、子育て世帯への臨時特別給付金事業、標茶中学校防音事業、ふるさと寄附記念品贈呈事業、育成牧場経費、除雪対策などで、1億8,442万2千円を追加し、予算額は128億931万1千円となりました。

そのほか各会計の補正予算額および一般会計の主な補正内容は次のとおりです。

令和3年度 標茶町各会計予算の概要

(単位：千円 △は減額)

会計別		補正前予算額 (A)	12月補正額 (B)	補正後予算額 (C)=(A)+B)
一般会計		12,624,889	184,422	12,809,311
特別会計	国民健康保険事業事業勘定	1,192,102	1,383	1,193,485
	下水道事業	543,000	0	543,000
	介護保険事業	1,508,235	33	1,508,268
	後期高齢者医療	121,717	0	121,717
	簡易水道事業	263,000	0	263,000
合計		16,252,943	185,838	16,438,781

企業会計		補正前予算額 (A)	12月補正額 (B)	補正後予算額 (C)=(A)+B)
病院事業	歳入	1,364,891	11,105	1,375,996
	歳出	1,429,774	10,055	1,439,829
上水道事業	歳入	101,480	0	101,480
	歳出	147,515	0	147,515

主な補正予算		事業費	内容
総務費	ふるさと寄附記念品贈呈事業	33,800	
民生費	子育て世帯への臨時特別給付金事業	54,326	
衛生費	病院会計負担金・補助金・出資金	△ 35,932	
農林水産業費	育成牧場経費	7,600	飼料費ほか
	中山間地域等直接支払交付金事業	△ 78,630	
土木費	道路台帳補正委託料	3,900	
	除雪対策	137,915	委託料ほか
教育費	標茶中学校防音事業	34,528	旧校舎・旧講堂解体

※このほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として44,633千円を計上しています。

しべちや町共通お買い物券 北海道共通牛乳贈答券

を配布します！

新型コロナウイルス感染症は、変異株の出現などいまだに先が見えない状況にあり、飲食店をはじめとした商工業者が多大な影響を受けています。また、牛乳・乳製品の消費が落ち込んでおり、積極的な消費が求められているため、町内の全世帯に、一律6,000円分の商品券を配布します。

■配布対象／令和3年12月31日現在、標茶町に住民登録をしている世帯主

■配布方法／ゆうパックによる配達（世帯主宛て）

■配布時期／1月下旬

※市街地は配達箇所が多いため、時間がかかる場合があります。

■商品券内容／

- ・飲食店専用のお買い物券…2,000円分（500円×4枚）
- ・対象店舗全てで利用可能なお買い物券…3,000円分（500円×6枚）
- ・牛乳贈答券…1,000円分（200円×5枚）

※「飲食店専用のお買い物券」は対象店舗の飲食店でのみ使用できます。

※「牛乳贈答券」は一部使用できない店舗がありますので、使用する前に直接店舗にご確認ください。

※「牛乳贈答券」で購入できる商品は、パッケージ品質表示部の種類別名称記入欄に「牛乳」「成分調整牛乳」「低脂肪牛乳」「無脂肪牛乳」の記載がある商品に限ります。こちらをご確認ください



お買い物券（飲食店専用）



お買い物券（対象店舗で利用可）



牛乳贈答券

問い合わせ／役場観光商工課商工労働係（2階⑩番窓口☎内線251）

印鑑登録証明書の交付申請は「印鑑登録証」が必要です

令和3年12月から、印鑑登録証明書の交付申請に「印鑑登録証」（カード）が必要となりました。印鑑登録証の提示が無いと印鑑登録証明書を交付することができませんので、交付申請の際は必ずご持参ください。（コンビニ交付の場合は、従前から変更ありません）

■印鑑登録証を受け取れなかった方へ

令和3年11月12日までに印鑑登録をしている方には、印鑑登録証を簡易書留で送付しています。受け取りができなかった方は、下記係での受け取りをお願いします。窓口での受け取りには、本人確認書類が必要です。

- ・顔写真付きの証明書（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など）の場合は、いずれか1点の提示が必要です。
- ・上記以外の証明書（健康保険証、介護保険証、年金手帳など）の場合は、いずれか2点の提示が必要です。

※代理人による受け取りは、登録印を押印した委任状が必要です。

■問い合わせ／役場住民課町民係（1階①番窓口☎内線121）

原研哉氏オンライン講演会「デザインの力」

グラフィックデザイナー・原研哉氏によるオンライン講演会が標茶高校総合学科生徒研究発表会に合わせて開催されます。デザインの魅力や、標茶町の町づくりについてお話しされる予定です。

標茶高校生向けの講演ですが、一般参加も受け付けています。参加される方は、下記係へ事前に申し込みが必要となります。

※詳細は広報しべちや折り込みチラシをご覧ください。

■日時／1月28日(金)、午後1時30分～2時30分（午後1時開場）予定

■場所／標茶高校

■入場料／無料

■申込締切／1月20日(木)

※標茶高校生の保護者は、直接、学校へ申し込みください。

■申し込み・問い合わせ／役場企画財政課企画調整係（2階⑦番窓口☎内線221）

令和3年分確定申告相談について

令和3年分確定申告相談日程

今年の申告相談も新型コロナウイルス感染症対策を講じて行います。

- 日程…2月16日(水)～3月15日(火)
- 場所…左ページ「令和3年分申告相談日程表」のとおり

※申告会場では消毒・検温・換気などを徹底しますが、来場される方は必ずマスクの着用をお願いします。

なお、熱がある時は来場をご遠慮ください。

※待機人数が一定数以上になった時は、車でお待ちいただくか、書類をお預かりして一度お帰りいただく場合もありますのでご了承ください。

※換気により会場内の温度が下がる場合がありますので、温かい服装でお越しください。

還付申告相談の事前受け付けについて

今年も新型コロナウイルス感染症対策の一環として「給与収入・年金収入の還付申告のみ」の方の相談を事前に受け付けしますのでご利用ください。

- 日程…2月1日(火)～15日(火)
- 受付場所…役場税務課税務係、磯分内酪農センター、虹別酪農センター、塘路住民センター、茶安別公民館、阿歴内公民館

※「給与収入・年金収入」以外の収入がある場合や所得税の納付が発生する場合は、例年どおり申告会場での相談をご利用ください。

■還付申告相談の事前受付方法

- ①右記の必要書類を用意して、受付場所へ提出する。
- ②後日、申告書完成の連絡が来るので、役場税務課などへ行き、書類を受け取る。

■還付申告相談のメリット

- いったん役場で書類をお預かりするため、待ち時間がありません。
- 対象地域の指定がないため、期間中いつでも提出することができます。

還付申告で必要な書類の例

給与の源泉徴収票または公的年金等の源泉徴収票
生命保険料控除証明書（一般・介護・年金）
社会保険料（国保・介護・後期高齢など）の支払額が分かる物
国民年金・国民年金基金の支払証明書
小規模企業共済等掛金控除証明書
地震保険料控除証明書（または旧長期損害保険料の控除証明書）
医療費控除の明細書 ※
寄付金（ふるさと納税を含む）の領収書、証明書など

※「医療費控除の明細書」…医療機関の領収書では受け付けすることができません。明細書（人ごと、診療機関ごとに医療費を分けて記載した物）の作成をお願いします。様式は役場税務課税務係に設置しているほか、町ホームページから印刷することができます。

問い合わせ／役場税務課税務係（1階⑨番窓口☎内線154）

新型コロナウイルス感染症対策のため 国税庁ホームページを利用したの確定申告をお願いします

給与収入がある方や年金収入・副業などの雑所得がある方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)を利用して、スマートフォン・タブレットから、所得税の申告書を作成することができます。確定申告期間中、24時間いつでも利用可能となっており、税務署や役場に申告相談へ行く必要がなくなります。

受付会場の混雑回避など、新型コロナウイルス感染症対策のため、ぜひご利用をお願いします。

国税庁ホームページでは、所得税のほか、消費税・贈与税の申告書の作成も可能です。画面の案内に従って金額などを入力すると、税額などが自動計算され、簡単に申告書などを作成することができます。

作成した申告書をe-Tax送信(「マイナンバーカード方式」「ID・パスワード方式※」)すると、書類を郵送する必要もなくなります。

※「ID・パスワード方式」は事前に税務署で発行手続きが必要です。

■問い合わせ／e-Tax・作成コーナーヘルプデスク（☎0570-01-5901）

令和3年分申告相談日程表

開催日	場所	午前		午後		
		対象地域	受付時間	対象地域	受付時間	
2月	16日(水)	役場大会議室	常盤	午前9時30分～正午	川上・川上公住	午後0時30分～3時
	17日(木)	役場大会議室	開運	午前9時30分～正午	旭	午後0時30分～3時
	18日(金)	役場大会議室	桜	午前9時30分～正午	桜公住	午後0時30分～3時
	21日(月)	役場大会議室	富士・平和	午前9時30分～正午	麻生	午後0時30分～3時
	22日(火)	虹別酪農センター	虹別全域	午前10時～午後1時	—	—
	24日(木)	磯分内酪農センター	磯分内市街	午前10時～午後1時	—	—
	25日(金)	磯分内酪農センター	磯分内市街以外の磯分内	午前10時～午後1時	—	—
	28日(月)	茶安別公民館	共和・下茶安別・中茶安別	午前10時～午後1時	—	—
3月	1日(火)	阿歴内公民館	中央・東・南地区	午前10時～午後1時	—	—
	2日(水)	阿歴内公民館	北・北片地区	午前10時～午後1時	—	—
	3日(木)	塘路住民センター	塘路	午前10時～午後1時	—	—
	4日(金)	役場大会議室	オソツベツ	午前9時30分～午後1時	—	—
	7日(月)	役場大会議室	共和・下茶安別・中茶安別以外の茶安別	午前9時30分～正午	常盤・川上・川上公住	午後0時30分～3時
	8日(火)	役場大会議室	久著呂・コッタロ・沼幌	午前9時30分～正午	開運・旭	午後0時30分～3時
	9日(水)	役場大会議室	ルルラン・栄・南標茶・北標茶・厚生	午前9時30分～正午	桜・桜公住	午後0時30分～3時
	10日(木)	役場大会議室	五十石・茅沼・シラルトロ・多和・上多和	午前9時30分～正午	富士・平和・麻生	午後0時30分～3時
	11日(金)	役場大会議室	虹別・茶安別全域	午前9時30分～正午	ルルラン・栄・南標茶・北標茶・厚生	午後0時30分～3時
14日(月)	役場大会議室	磯分内全域・オソツベツ	午前9時30分～正午	五十石・茅沼・シラルトロ・多和・上多和	午後0時30分～3時	
15日(火)	役場大会議室	塘路	午前9時30分～正午	阿歴内全域・久著呂・コッタロ・沼幌	午後0時30分～3時	

◎役場大会議室の開場時間は午前9時00分、午後0時15分です。

◎例年、庁舎裏玄関で行っていた番号札の配布は中止します。

◎新型コロナウイルス感染症対策のため、対象地域を分けています。対象地域外にお住まいの方は、当日受け付けできませんので、ご了承ください。

※新型コロナウイルス感染状況や天候により、中止・変更になる場合があります。

■問い合わせ／役場税務課税務係（1階⑨番窓口☎内線154）

障がい者控除対象者認定書に関するお知らせ

障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方は、所得税・町道民税の障害者控除を受けることができますが、障害者手帳をお持ちでない方も、障害者控除を受けることができる場合があります。

一定の基準に該当すると認められる場合には、申請により「障がい者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。詳しい手続きや基準については下記係へ問い合わせください。

認定の目安

- ・介護保険の要介護認定を受け、一定の基準に該当する方
 - ・障がいの程度が判定できる診断書や判定書をお持ちの方
- ※本人またはその方を扶養する親族からの申請が必要です。

■申請・問い合わせ／役場保健福祉課社会福祉係（1階④番窓口☎内線132）

提出はお早めに！…法定調書…

令和3年分の法定調書の提出期限は **1月31日(月)**です。なお、法定調書は種類によって提出先が異なりますのでご注意ください。

釧路税務署に提出するもの

次の調書に「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を添えて提出してください。

- ・給与所得の源泉徴収票
- ・退職所得の源泉徴収票
- ・報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- ・不動産の使用料等の支払調書
- ・不動産等の譲り受けの対価の支払調書
- ・不動産等の売買又は貸し付けのあっせん手数料の支払調書

受給者の住所地や市町村に提出するもの

- ・給与支払報告書（個人別明細書）
- ※給与支払報告書（総括表）を添えて提出してください。
- ・退職所得の特別徴収票



国税電子申告・納税システム
オリジナルキャラクター
イータ君

- ・税務署へ提出する法定調書（合計表を含む）は、作成や提出が大変便利な「国税電子申告・納税システム（イータックスe-Tax）」で提出することができます。
- ・地方税ポータルシステム（エルタックスeLTAX）をご利用いただくと、税務署や市町村へ提出する給与や年金の源泉徴収票・支払報告書を一括で作成し、提出することができます。
- ・平成28年1月1日以後の金銭の支払いなどに係る法定調書には、原則として「金銭などの支払いを受ける方」や「支払者」などのマイナンバー（または法人番号）を記載する必要があります。ただし、本人へ交付する源泉徴収票や支払調書などへのマイナンバーの記載の必要はありません。
- ・詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）またはeLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）をご覧ください。

問い合わせ

・釧路税務署（☎0154-31-5100）

・役場税務課税務係（1階⑨番窓口☎内線154）